




全市民に 5,000 円 しそう夏季生活応援特別給付金

概 要	<p>宍粟市では、食料品等の物価高騰に対する家計負担の軽減を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、「しそう夏季生活応援特別給付金」を給付します。詳細は、6月初旬に各世帯に送付する案内文でお知らせします。</p> <p>【給付金の名称】 ・しそう夏季生活応援特別給付金</p> <p>【給付対象者】 ・令和8年4月1日時点で本市住民基本台帳に登録されている全市民</p> <p>【給付の内容】 ・給付金額：1人あたり5,000円 ・給付方法：給付対象者の属する世帯主の口座に一括振込み</p> <p>【給付の手続き】 世帯によって申請の要・不要が異なります。 6月初旬に、それぞれの世帯へ案内文を郵送します。</p> <p>【給付の時期】 ・7月初旬以降、順次振込み</p> <p>【その他】 その他の物価高騰に対する支援策はこちら → </p>
参考資料	しそう夏季生活応援特別給付金 チラシ2種
問合せ先	地域創生課 TEL 0790-63-3066

本事業は国の重点支援地方交付金を活用しています。

使って笑顔 宍粟を元気に！

令和8年度

しそふ夏季生活応援特別給付金

宍粟市では、食料品等の物価高騰に対する家計負担の軽減を図るため、令和8年4月1日時点の世帯構成を基準に全市民に特別給付金を給付します。

このご案内は給付手続きの簡素化及び迅速な給付を行うため令和4年度「しそふ冬季生活支援特別給付金」の受取口座情報を活用してお送りしております。

同封のお知らせの内容に誤り等がない場合はお手続きの必要はありません。

支給額

1人あたり
5,000円

支給対象

令和8年4月1日時点の
世帯構成を基準とします

支給方法

世帯主様に世帯人数分を
一括振り込み

支給時期

7月初旬頃より随時

振込日は決定通知書に記載の上、郵送にてご案内します。

申請手続き

不要

ただし、受取口座の変更または、受け取りを辞退される場合はお手続きが必要です。

変更・辞退

6月19日（金）まで

- ① **口座を変更**したい場合※口座は**世帯主名義**に限る。
- ② 給付金受取を**辞退（拒否）**される場合

お電話でお問い合わせいただいた方には、後日、必要な書類を郵送します。

【変更・辞退申請フォーム】

申請にはご案内に記載の**整理番号**が必要です。

受取口座の変更には、以下書類の添付（写真可）が必要です。

- ・本人確認書類
- ・口座情報確認書類(口座番号・名義が確認できるもの)



【お問い合わせ】

しそふ夏季生活応援特別給付金事務局（宍粟市 市長公室 地域創生課内）

☎ 0790-63-3066

本事業は国の重点支援地方交付金を活用しています。

使って笑顔 宍粟を元気に！

令和8年度 しそふ夏季生活応援特別給付金

宍粟市では、食料品等の物価高騰に対する家計負担の軽減を図るため、令和8年4月1日時点の世帯構成を基準に全市民に特別給付金を給付します。

本給付金の受取りには**お手続きが必要です**。

申請書（申請者氏名・連絡先・世帯主名義の受取口座を記入したもの）と、**本人確認書類および口座の通帳の写し**を同封し返信用封筒にて返送してください。

支給額

1人あたり
5,000円

支給対象

令和8年4月1日時点の
世帯構成を基準とします

支給方法

世帯主様に世帯人数分を
一括振り込み

支給時期

7月初旬頃より随時

振込日は決定通知書に記載の上、郵送にてご案内します。

申請手続き

必要

受取を辞退される場合もお手続きが必要です。

申請・辞退

9月30日（水）まで

- ①給付を**希望**される場合
- ②給付金受取を**辞退（拒否）**される場合

※当日消印有効

【給付申請・辞退申請フォーム】

申請にはご案内に記載の**整理番号**が必要です。

給付申請には、以下書類の添付（写真可）が必要です。

- ・本人確認書類
- ・口座情報確認書類(口座番号・名義が確認できるもの)



【お問い合わせ】

しそふ夏季生活応援特別給付金事務局（宍粟市 市長公室 地域創生課内）

☎ 0790-63-3066